

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

イ 特別養護老人ホームの経営

ロ 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ 老人デイサービスセンターの経営

ロ 老人短期入所事業の経営

ハ 老人居宅介護等事業の経営